

別府港北浜ヨットハーバー
指定管理者募集要項

令和2年7月8日

大分県

<目次>

1 指定管理者募集の目的	3
2 対象施設の概要	3
(1)施設の名称	
(2)施設の所在地	
(3)施設の設置目的（施設の沿革、役割等）	
(4)運営の方向性	
(5)目標指標	
(6)施設の概要	
(7)事業概要	
(8)事業実績等	
3 管理の基準	4
4 指定管理者が行う業務	5
(1)管理業務	
(2)自主事業	
(3)サービス改善提案事業	
(4)留意事項	
5 指定の期間	7
6 経費	7
(1)管理業務に要する経費の支払い	
(2)管理業務に要する委託料の精算	
(3)サービス改善提案事業に要する経費	
(4)管理口座・区分経理	
7 応募資格	8
(1)応募者の資格	
(2)応募者の形態について	
8 指定管理者の公募手続	9
(1)公募スケジュール	
(2)公募手続	
ア 募集要項等配布	
イ 募集要項等に関する説明会（現地説明会を含む。）	
ウ 募集要項等に関する質問書の受付	
エ 募集要項等に関する質問の回答	
オ 指定申請書等の提出	
① 申請書類	
② 受付期間	
③ 提出場所	
④ 提出方法	
⑤ 申請に当たっての留意事項	

9	指定管理者の候補の選定	13
	(1) 選定方法	
	(2) 審査基準	
	(3) ヒアリング等	
	(4) 審査結果の通知及び公表	
10	指定管理者の指定及び協定の締結	14
	(1) 指定管理者の指定	
	(2) 協定の締結	
	(3) 留意事項	
11	事業実施状況の監視等	15
	(1) モニタリング	
	(2) 評価の実施と公表	
	(3) 利用者アンケートの実施	
	(4) 帳簿類等の提出要求	
12	その他	15
	(1) 指定管理者の責任履行に関する事項	
	(2) 事業の継続が困難となった場合の措置	
	ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	
	イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合	
	ウ 指定管理者の指定取消後の対応	
	エ その他	
	(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	
	(4) リスク分担に対する方針	
13	添付資料・様式（別添）	17
14	問合せ先	18

別府港北浜ヨットハーバー指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

従来、公の施設の管理受託者については、公共団体等に限定されていましたが、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設されました。これは、公の施設の管理を、民間の事業者にも門戸を開放し、民間の事業者の有するノウハウを活用することにより、県民サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

指定管理者の選定にあたっては、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

本募集要項は「別府港北浜ヨットハーバー」の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

2 対象施設の概要

(1)施設の名称 別府港北浜ヨットハーバー

(2)施設の所在地 別府市北浜

(3)施設の設置目的（施設の沿革、役割等）

別府港北浜ヨットハーバー（以下、「北浜YH」という。）は海洋性レクリエーションの振興及び、別府港内の不法係留船を適正係留させる目的で整備を行い、平成22年7月に浮棧橋を供用開始し、平成23年12月に上架施設の供用を開始した。

(4)運営の方向性

- ・北浜YHの利用促進計画の策定及び促進に係る事業や広報活動を行い、利用促進を図る。
- ・浮棧橋、ボートヤード、上架施設の利用調整及び利用者への指導・監督を行う。

(5)目標指標

県では、北浜YHの運営に関して次のとおり目標指標を定めていますので、これが達成できるよう努力してください。

ア 指標名

浮棧橋の係船率

 ※専用、ビジター含む

イ 単位

%

ウ 現状値

28年度	29年度	30年度	R1年度
69	73	82	82

参考過去最高値

R1年度
82

エ 目標値

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
82	83	84	84	84

(6)施設の概要

浮 棧 橋	5基（61隻）
ボートヤード	25隻（陸上保管）
上 架 施 設	船台4基（ヨット用大、中、小及びモーターボート用） フォークリフト 1台（船台移動用）、ウインチ 1式
管 理 棟	1棟 ・1F 事務所、トイレ（男、女、身障者） シャワー（男、女） ・2F 会議室
駐 車 場	74台
外周フェンス	
船 揚 場	

(7)事業概要

- ①北浜YHの使用の許可（工作物の設置を伴うものを除く。）に関する業務
- ②北浜YHの利用の促進に関する業務
- ③北浜YHの維持管理及び修繕に関する業務
- ④上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

(8)事業実績等

※別添「別府港北浜ヨットハーバーの事業実績に関する資料」を参照してください。

3 管理の基準

指定管理者が管理運営を行うにあたり、次の事項を遵守すること。なお、詳細は「別府港北浜ヨットハーバー管理業務仕様書」を参照してください。

(1)利 用 日 年未年始の6日間を除いた359日

利用時間 午前9：00から午後5：00

(2)適切なサービスの提供を行うこと。

(3)港湾施設の維持管理を安全かつ適切に行うこと。

指定管理者において緊急事態等を想定した危機管理体制の整備や安全管理マニュアルを策定し、随時の従業員に対する研修や緊急事態等の対応についての訓練等により、事故防止や安全管理の徹底を図ること。

(4)業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(5)業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。

(ア)港湾法、同法施行令、同法施行規則

(イ)大分県港湾施設管理条例、同条例施行規則

(ウ)大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）、同条例施行規則

(エ)大分県行政手続条例

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、大分県行政手続条例が適用されるので留意すること。

(f) 大分県情報公開条例

指定管理者が施設の管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規程を定めるなどにより、適正な情報公開を行うこと。

(g) 大分県個人情報保護条例

指定管理者が施設の管理業務を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じること（具体的には別途協定で定める）。

なお、個人情報の開示については、別途指定管理者において規程を定めるなどにより適正な取扱いに努めること。

(h) 地方自治法（第244条、第244条の2）

(i) 労働関係法令

(k) 行政不服審査法、行政事件訴訟法

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく不服申立、行政事件訴訟法に基づく取消処分を行うことができる処分であること等を処分の相手方に教示する義務があります。

(l) その他関連する法令

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が、施設の管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書については、大分県文書管理規程等に準じて、別途指定管理者において文書管理規程等を定め、適正な管理・保存を行うこと。

(7) 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度2月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、県と調整を図ったうえで作成、提出すること。

(8) 事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業実績報告書を作成し、翌年度の4月30日までに提出すること。

(9) その他

管理の基準の細目については、県と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 管理業務

- ア 港湾施設の使用の許可（工作物の設置を伴うものを除く。）に関する業務
- イ 港湾施設の利用の促進に関する業務
- ウ 申請受付等補助事務、使用料徴収等の仕様書に規定する業務
- エ 港湾施設の維持管理及び修繕に関する業務
- オ その他、北浜YHの管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

カ ネーミングライツパートナーシップ事業に関する業務

- ・県及び命名権取得企業が協力して行う地域貢献・スポーツ振興活動に対する企画・運営業務や愛称の周知業務等を行うこと。

※ 知事のみの特権に属する事務は、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第4項）、審査請求に対する決定（地方自治法第244条の4）等法令により定められているものです。

（2）自主事業

- ア 指定管理者は、北浜YHの設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。
- イ 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ県の承認を受けなければなりません。

（3）サービス改善提案事業

- ア 応募者は、別添「別府港北浜ヨットハーバーの事業実績に関する資料」の「（3）現行サービス改善提案事業に関する資料」を参考にして、上記（1）の管理業務の質を高めるサービス向上策及び（2）自主事業のうち、各年度（55万円）（消費税及び地方消費税含む）の範囲内で、特に優れた提案と考えるものをサービス改善提案事業として申請することができます。

なお、指定管理候補者の選定においては、選定委員会は、当該サービス改善提案事業の内容を含めて審査を行い、指定管理候補者を選定します。

- イ 「サービス改善提案事業」として申請された事業については、指定管理候補者選定後、選定委員会が「更なる県民サービス向上につながる特に優れた提案」であるかを審査し、採択の可否を決定します。
- ウ 選定委員会において、申請した事業がこの事業に採択された場合には、事業実施に係る県からの委託料を加算した額を提案価格とするため、金額を変更した申請書を再度提出していただきます。

なお、サービス改善提案事業として採択されなかった事業については、（1）管理業務又は（2）自主事業として実施していただくこととなります。

- ※「選定委員会」については、13ページ「9 指定管理者の候補の選定」を参照してください。

（4）留意事項

- ア 指定管理者が実施することとなる管理業務の詳細及びその基準については、別添「別府港北浜ヨットハーバー管理業務仕様書」を参照してください。また、利用者からの意見、要望等と指定管理者の対応状況」について、同仕様書において示しているので、サービス向上策の参考とし、採り入れる余地があるものについては、積極的に改善の提案を行ってください。
- イ 管理業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、県の承認を得た上で、専門の事業者へ委託することは可能

です。

ウ 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善の勧告、指示等を行い、なお改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

5 指定の期間

指定管理者が北浜YHの管理を行う期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定しています。

この指定の期間は、県議会の議決により確定することになるので留意してください。

なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でない認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 経費

(1) 管理業務に要する経費の支払い

県は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が提示した額を上限として委託料を支払います。委託料の上限額、支払時期、支払方法等については、大分県と指定管理者で締結する協定書で定めることとし、各年度の委託料は、県と指定管理者との協議によって決定することとします。

北浜YHの管理業務に係る委託料の上限額（以下「基準価格」という。）については、以下のとおり設定しており、申請に当たっては、基準価格以内の委託料に基づいて事業計画及び収支計画を作成することとします。

(基準価格)	令和3年度	9,864千円
	令和4年度	9,864千円
	令和5年度	9,864千円
	令和6年度	9,864千円
	令和7年度	9,864千円

なお、年度毎の基準価格は消費税及び地方消費税を含んだ額であるので、留意して下さい。

また、基準価格を超えた委託料の額に基づいた申請があった場合、失格とします。委託料の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則として行いません。

ただし、使用料にかかる収入が、収入目標額10,200千円の±10%を上回る変動があった場合、その2分の1を翌年度（最終年度においては当該年度）の委託料に反映させることとします。

(2) 管理業務に要する委託料の精算

指定管理者が業務を県が示した水準どおりに確実に実施する中で、事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則と

して精算による返還を求めません。

(3) サービス改善提案事業に要する経費

- ア この事業に要する経費は、管理業務に要する経費とは別枠とし、事業終了後に精算して支払います。
- イ 選定委員会において、申請した事業がこの事業に採択された場合には、事業実施に係る県からの委託料を加算した額を提案価格とするため、金額を変更した申請書を再度提出していただきます。(再掲)
- ウ 北浜YHのサービス改善提案事業に係る委託料の上限額については、以下のとおり設定しており、申請する事業は、上限額以内の金額で、収支の内訳がわかるように(1)の事業計画及び収支計画に含めて作成することとします。
(別途様式を参照してください。)

サービス改善提案事業上限額	
令和3年度	550,000円
令和4年度	550,000円
令和5年度	550,000円
令和6年度	550,000円
令和7年度	550,000円

なお、年度毎の上限額は消費税及び地方消費税を含んだ額であるので、留意して下さい。

(4) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

7 応募資格

(1) 応募者の資格

応募しようとするものは、次の①～⑧までのいずれにも該当する法人その他の団体(以下「法人等」とする。)であること。

- ① 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- ③ 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- ④ 県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - ・契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
 - ・一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機

関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

⑤ 以下の暴力団関係者排除対象者に該当しないこと。

指定管理者の指定を受けようとする団体若しくはその代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）又は指定を受けた団体若しくはその代表者等が、次の事項のいずれかに該当すると認められる場合

- (1) 暴力団関係者である場合
- (2) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- (3) 暴力団関係者を使用した場合
- (4) 暴力団関係者と密接な交際等を有している場合

⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていない者であること。

また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと。

⑦ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

⑧ 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

(2) 応募者の形態について

応募者の形態は、以下に示す形態のいずれかとします。

- ・単独団体 1つの企業・団体（株式会社、任意団体等、組織形態は問わない。）
- ・SPC 主として本施設の管理を目的として新たに設立する特別目的会社
- ・共同事業体 複数の企業・団体から構成される共同事業体

※ 応募時に設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。

また、大分県議会の指定の議決（令和2年12月予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書を提出してください。

※ 共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

8 指定管理者の公募手続

(1) 公募スケジュール

具体的な実施スケジュールは以下のとおりです。ただし、問合せ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時15分まで（以下、「開庁時間等」という。）をお願いいたします。

(スケジュール)

7月8日(水) 募集要項等公表

7月8日(水) から9月8日(火) まで募集要項等配布

8月4日(火) 募集要項等に関する説明会

(現地見学会午前10時から午前11時まで)

8月5日(水) から8月13日(木) まで募集要項等に関する質問の受付

8月21日(金) 募集要項等に関する質問の回答

8月24日(月) から9月8日(火) まで指定申請書等の提出

(2) 公募手続

ア 募集要項等配布

以下の通り、募集要項等を配布します。

配布期間 7月8日(水) から9月8日(火) まで

配布場所 大分市大手町3丁目1番1号

大分県庁土木建築部港湾課

※募集要項等は港湾課のHPからダウンロードできます。

イ 募集要項等に関する説明会(現地説明会を含む。)

募集要項等に関する説明会を下記により行います。本説明会では、募集要項等の配布を行うとともに、対象施設を実地に確認していただきます。

なお、詳細図面については、本説明会終了後、応募書類等の提出締切日までの間、問合せ先において閲覧することができます。閲覧は、開庁時間等とします。

日 時：令和2年8月4日(火) 午前10時から午前11時まで

場 所：別府市北浜(別府港北浜ヨットハーバー管理棟)

※参加者が多数の場合、若しくは雨天などの荒天時は場所を変更することがあります。

参加人数：各団体2名以内とします。複数の団体で共同事業体を組む場合にあっては、各構成団体につき2名以内とします。

参加申込：参加希望の方は「別府港北浜ヨットハーバー指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書(様式第4号)」に必要事項を記入のうえ7月28日午後5時15分までに、問合せ先までFAX又はE-mailにてお申し込み下さい。

ウ 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問を「別府港北浜ヨットハーバー指定管理者募集要項等に関する質問票(様式第5号)」により、以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和2年8月5日(水) から8月13日(木) まで

提出場所：問合せ先と同じ

提出方法：質問書はE-mailによる送付とします。

(電話でのご質問は受け付けません。)

工 募集要項等に関する質問の回答

すべての質問に対する回答を希望者全員にE-mailにより送付します。

なお、希望者は質問締切日までに問合せ先にE-mailにより質問の回答を希望する旨をお知らせください。

回答日：令和2年8月21日（金）

才 指定申請書等の提出

指定申請書等を以下のとおり受け付けます。

①申請書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(i) 指定管理者指定申請書

〔指定手続条例施行規則（平成16年大分県規則第78号）に定める第1号様式〕

(ii) 申請にあたって事業者間の合意が確認できる書類（該当の場合のみ）

（参考例により作成し提出してください。）

(iii) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書（様式第1号）

(iv) 別府港北浜ヨットハーバーの管理運営に関する収支計画書 及び

サービス改善提案事業申請事業収支計画書（様式第1号の2の1～3）

(v) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

(vi) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

(vii) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

(viii) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類

(ix) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）。

(x) 納税証明書

(1) 法人税及び消費税について未納がないことの証明書

（第1号様式の添付書類には記載されていませんが、法人税納税証明書も添付してください。）

(2) 大分県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

(xi) 応募事業者等確認書

(xii) 誓約書（様式第2号）

(xiii) 申立書（様式第3号）（提出書類資料に該当がない場合のみ）

② 受付期間：令和2年8月24日（月）から9月8日（火）まで

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

③ 提出場所：問合せ先に同じ

④ 提出方法：指定申請書等 10部を上記に定める提出場所に持参してください。

提出は上記方法に限り、郵送・ファクシミリ等による提出は受理しません。要求した内容以外の書類、図面等についても受理しません。

⑤ 申請に当たっての留意事項

ア 複数の申請の禁止

1 応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

イ 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申請はなかったものとして取り扱うこととします。

ウ 接触の禁止

申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合もしくは、指定管理候補者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

エ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと県が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。その際には、変更の旨を問合せ先までご連絡下さい。

オ 応募の辞退

団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式第6号）を提出してください。

提出場所：問合せ先に同じ

カ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

キ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

ク 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとしします。

なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

ケ 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、大分県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果等を公表するものとしします（非公開情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く）。

コ 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請団体の負担とします。

サ 本事業提案応募のために説明会・現地見学等、定められた機会を除き、県から便宜を図ることはできません。応募者は県が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

シ 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

せん。

- ・公知となっている情報
- ・第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

9 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

県職員2名及び学識経験者3名の委員で構成する別府港北浜ヨットハーバー指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が次の審査基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定し、この結果により最終的に県で指定管理候補者を決定します。

(2) 審査基準

指定手続条例第4条各号に定める選定基準によることとします。

- 1 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- 2 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- 4 その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

選定基準に基づき設定する審査項目の概要は以下のとおりです。

- ① 住民の平等な利用の確保（20）
 - ・施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性
 - ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
- ② 施設の効用の最大限の発揮（20）
 - ・事業計画書の内容、適格性及び実現の可能性
 - ・係船率の向上を図るための具体的な手法及び期待される効果
- ③ 経費の縮減（30）
 - ・施設の管理に係る経費の内容
- ④ 管理を安定して行う人的、財政的基礎（30）
 - ・施設の維持管理・安全管理の内容、適格性及び実現の可能性
 - ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
 - ・安定的な管理が可能となる人的能力、経理的基盤
 - ・類似施設の運営実績

※（ ）は配点

※優秀指定管理者への加点

現在の指定管理者に対しては、外部有識者による大分県行財政改革推進委員会指定管理者評価部会が、管理運営状況について5段階評価を行います。

現在の指定管理者が応募した場合、その者が5段階評価の「A」「B」の優秀な評価を得たときは、下記の加算を行うこととします。評価結果は、2年10月に確

定する予定です。

評価結果	加算の内容
A	各選定委員の採点に10点加算する。
B	各選定委員の採点に5点加算する。

(3) ヒアリング等

- ア 選定に当たり、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会によるヒアリングを行います。
- イ 書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知します。
- ウ ヒアリングの日時、場所等については、後日、該当する申請者に対して書面で通知します。
- エ ヒアリングの出席者は2名以内とし、事業計画書中の組織体制表に基づくマネージャー（統括担当者）については必ずご出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあっては構成員）に限ります。
- オ ヒアリングの時間は、30分以内を予定しています。

(4) 審査結果の通知及び公表

ヒアリングの後、選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい指定管理候補者を選定します。選定の結果は、申請者全員（グループで応募の場合、グループの代表団体宛）に書面で通知するとともに公表します。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、大分県議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理候補者を令和2年第4回大分県議会定例会に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。（令和2年12月予定）

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、指定手続条例第6条第1項の規定に基づいて告示を行います。

(2) 協定の締結

大分県と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、管理業務仕様書を参照してください。

(3) 留意事項

- ア 指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。
- イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (イ) 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。
- (ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 1 事業実施状況の監視等

(1) モニタリング

県は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、県は改善措置を講じる等の指導を行います。

さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 定期モニタリング

毎月、業務報告書を提出していただき、県は当該報告に基づき状況確認を行います。

イ 随時モニタリング

必要に応じ、随時状況確認等を行います。

(2) 評価の実施と公表

県は、指定管理者の業務の改善及び県民サービスの一層の向上に資するため、(1)のモニタリング及び毎事業年度終了後に提出される事業報告書の確認により、業務の実施状況について評価を行い公表します。

(3) 利用者アンケートの実施

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、県に報告していただきます。

(4) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

1 2 その他

(1) 指定管理者の責任履行に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに大分県に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに大分県に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、

協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の（選定時に決めていた場合は、「第2順位、第3順位の」）法人等と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

エ その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、県と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、県が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。

項目	負担者		備考
	県	指定管理者	
管理業務		◎	
施設・設備・備品等の維持管理	○ (大規模な修繕)	◎	
備品の購入、改修	◎		
施設等の使用許可 (付随事務を含む)		◎	行為許可、設置許可、管理許可、行政財産の目的

			外使用許可は除く
災害時対応	○ (指示等)	◎ (待機体制の確保、 被害調査、報告、応 急措置)	
事故、火災等による 施設の損傷及び被災 者に対する責任	◎	○ (指定管理者の責に 帰する事由の場合)	
災害復旧(復旧工事)	◎		
包括的管理責任	◎		
火災保険の加入	◎		
利用者に係る賠償責 任保険の加入		◎	
一般的な税制変更 (消費税を除く)		◎	
消費税の変更	◎		

(◎：原則として対応責任がある ○：一部責任を負う場合がある)

※利用者に係る賠償責任保険については、県を追加被保険者にするとともに、交差責任担
保追加特約を付帯すること。

※疑義のある場合や、定めのない事項については、指定管理者と本県が協議の上定めるこ
ととします。

13 添付資料・様式 (別 添)

- (1) 指定管理者指定申請書 (施行規則に定める第1号様式 (第2条関係))
- (2) 申請にあたって事業者間の合意が確認できる書類 (参考例：共同事業体協定書)
- (3) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書 (様式第1号)
- (4) 別府港北浜ヨットハーバーの管理運営に関する収支計画書及び
サービス改善提案事業申請事業収支計画書 (様式第1号の2の1～3)
- (5) 誓約書 (様式第2号)
- (6) 申立書 (様式第3号)
- (7) 別府港北浜ヨットハーバー指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書
(様式第4号)
- (8) 別府港北浜ヨットハーバー指定管理者募集要項等に関する質問票 (様式第5号)
- (9) 応募辞退届 (様式第6号)
- (10) 別府港北浜ヨットハーバー管理業務仕様書 [別添]
- (11) 別府港北浜ヨットハーバーの事業実績に関する資料 [別添]
- (12) 応募事業者等確認書 [別添]
- (13) 指定管理範囲図面 [別添]

14 問合せ先

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県土木建築部港湾課

電話 097-506-4614

FAX 097-506-1776

電子メール a17300@pref.oita.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/17300/kitahama-koubo.html>